

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例（平成16年5月28日京都市条例第1号）（産業観光局農林部農業計画課）

京都農業共済組合が本市の区域内で農業共済事業を実施することにより、同組合が推薦した理事を京都市農業委員会の委員として選任することに伴い、次のとおり同委員会の農地部会を構成する委員のうち農業委員会等に関する法律第12条第1号に規定する委員が互選した者の定数を改定することとしました。

改正前	改正後
1人	2人

この条例は、平成16年5月31日から施行することとしました。

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成16年5月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第1号

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を次のように改正
する。

別表第2農地部会の項中「1」を「2」に改める。

附 則

この条例は、平成16年5月31日から施行する。

(産業観光局農林部農業計画課)